

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 水源地域を指定する件の一部を改正する件 二〇五
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二〇五
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二〇六
- 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 二〇六
- 生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件 二〇六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 二〇七
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二〇七
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二〇七
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件 二〇八
- 道路の区域を変更する件 二〇八
- 公 告
- 落札者を決定した件二件 二〇九
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二一〇
- 福島県教育委員会教育長
- 指定納付受託者から変更の届出があった件 二一〇
- 福島県選挙管理委員会
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があった件 二一一

告 示

福島県告示第三百五十五号

水源地域を指定する件（令和七年福島県告示第八百十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年五月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

南会津町の項を次のように改める。

南会津町	大字	青柳、東、穴原、井桁、和泉田、糸沢、伊予戸、岩下、内川、大久保、大新田、大橋、大原、大桃、押戸、小野島、貝原、片貝、金井沢、上ノ原、川島、木伏、栗生沢、高野、小塩、小高林、小立岩、界、塩江、塩ノ原、静川、下山、精舎、白沢、新田原、水石、助木生、関本、高杖原、滝原、田島、多々石、たのせ、田部、丹藤、角生、藤生、鴛栗、戸中、富山、永田、中荒井、中ノ井、長野、熨斗戸、耻風、浜野、針生、番屋、福米沢、福渡、古町、前沢、松戸原、水無、水根沢、水引、宮里、宮沢、宮床、森戸、八木ノ沢、八総、山口、湯ノ花及び吉高
------	----	---

（復興・総合計画課土地水対策室）

福島県告示第三百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年五月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人さんデンタルクリニック	会津若松市千石町一〇番一八号	令和三年一〇月一日	
白河病院訪問看護ステーション	白河市六反山一〇番地一	令和八年四月一日	
訪問看護ステーションso	喜多方市関柴町上高嶺字上中一一八五一四 一 号室	同日	

ハイブリットファミリークリニック南会津町	南会津郡南会津町古町新坂口一―一	同年三月一日
駅前クリニック	会津若松市白虎町二〇七番地一	同年四月一日
調剤薬局ツルハドラッグ須賀川西店	須賀川市岡東町一九三番地	同日
秋元医院	田村市船引町船引字畑添四番地	同年一月二七日
カタソネ堂薬局	田村市船引町東部台三丁目二五番地	同年四月一日
もとみやデンタルクリニック	本宮市高木字滝ノ入五一―五〇	同年二月二二日
福島県厚生農業協同組合連合会会津みさと診療所	大沼郡会津美里町字高田甲二九八一	同年四月一日
鮫川歯科診療所	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿一八九―一	同日

(社会福祉課)

福島県告示第三百五十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和八年五月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
さんデンタルクリニック	会津若松市千石町一〇番一八号	令和三年九月三〇日
秋元医院	田村市船引町船引字畑添四	令和八年一月

もとみやデンタルクリニック	本宮市高木字滝ノ入五一―五〇	同年二月一日
大友歯科医院	河沼郡会津坂下町字小川原九六四―一	同年三月五日

(社会福祉課)

福島県告示第三百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十一条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

令和八年五月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指定 辞 退 年 月 日
三澤整形外科スポーツクリニック	南相馬市原町区日の出町五四一番地一―一	令和八年三月二二日

(社会福祉課)

福島県告示第三百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

令和八年五月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	
	変 更 前	変 更 後
久郷 純矢	栃木県那須烏山市藤田六七	東白川郡矢祭町中石井小野沢

(社会福祉課)

福島県告示第三百六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年五月十九日から同年九月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年五月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七十九番地一ほか四十筆
- 二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
代表取締役 野々口 剛
(変更後) 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
代表取締役 北原 克哉

- 三 変更した年月日
令和八年四月一日
- 四 届出年月日
令和八年四月二十八日
- 五 届出をした者
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年五月十九日から同年九月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年五月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン八山田 福島県郡山市八山田西一丁目五十八ほか
- 二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
(変更前) 株式会社ジュー
山口県山口市大字佐山七百十七番地一

代表取締役 黒瀬 友和
(変更後) 株式会社ジュー
山口県山口市大字佐山一万七百十七番地一

- 三 変更した年月日
令和二年七月十七日
- 四 届出年月日
令和八年四月三十日
- 五 届出をした者
中道リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年五月十九日から同年六月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び富岡町地域創生課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年五月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ双葉富岡店 福島県双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森二百四十四番二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により富岡町から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、磐城小川江筋土地改良区から令和八年四月十四日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月十一日認可した。
令和八年五月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年五月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

栗城精二 新国信二 新國松太郎 新國寅吉 押部利 五ノ井清中 兒矢野喜男 株式会社福島県農工銀行 岩淵太門 須佐保房 大竹実 大竹啓二郎 滝沢正昭 目黒孝 押部源一郎 押部新哉 五ノ井仁左エ門 五ノ井善四郎 五ノ井藤市郎 五ノ井弥七郎 目黒安日子 目黒二郎 目黒林之助 押部源清 押部稔 目黒一士 目黒忠太郎 目黒伊太郎 目黒新九郎 目黒政吉 目黒寅一 目黒寅吉 目黒文十郎 渡部龍角

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和八年福島県告示第二百二十六号）によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年五月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

星トヨ子 芳賀孝 芳賀守 芳賀敏彦 鹿目彦次郎 鹿目邦彦 小林吉光 小林勇三郎 渡部篠三郎 渡部小次郎 渡部庄八 渡部與吉 三浦武寿 三浦力 三浦嘉市

（農村計画課）

三浦喜作 三浦久四郎 三浦五郎 三浦重吉 三浦豊作 鹿目佐助 鹿目辰吉 芳賀久五郎 芳賀松次郎 芳賀常吉 芳賀仁義 芳賀清太郎 芳賀多三郎 芳賀徳太郎 白岩喜代一 白岩勇

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和八年福島県告示第二百二十八号）によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を飯館村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年五月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

佐藤紀男 佐藤近

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和八年福島県告示第二百二号）によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所でき令和八年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

公 告

令和八年五月十九日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

県道金山 新地停車 場線	路線名	
相馬郡新地町大字福田 字大町三〇番一地先か ら 同郡同町大字福田 字大町六六番七地先ま で	区 間	
変更前	変更後	の変更 別
六・六 七・一	一・二・九 一・六・八	敷地の幅員 (メートル)
三二一・五	三二一・五	延 長 (メートル)

公告第110号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総務部公用車メンテナンス業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年5月19日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県総務部公用車メンテナンス業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イチネン 大阪府大阪市淀川区西中島四丁目10番6号
- 5 落札金額
47,297,580円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年2月6日

(総務課)

公告第111号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム移行支援業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）

第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年5月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム移行支援業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
I T b o o k株式会社 東京都江東区豊洲三丁目2番24号
- 5 落札金額
87,272,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年2月6日

（税務システム課）

公告第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和八年五月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
八沢干拓土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 齊藤 和裕 南相馬市鹿島区寺内字中才三六番地の一 西川原第二団地二号棟

二〇二号室

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 田中 憲一 南相馬市鹿島区寺内字三里一番地の六

（農村計画課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三項の規定により、福島県立学校入学選抜における入学検定料の納付事務に係る指定納付受託者から次のとおり変更の届出があった。
令和八年五月十九日

福島県教育委員会委員長 鈴木 竜 次

一 指定納付受託者の名称

ソニーペイメントサービス株式会社

変更事項

名称及び所在地

（変更前）ソニーペイメントサービス株式会社 東京都港区高輪一丁目三番十三号

（変更後）S P ・ L I N K S株式会社 東京都港区芝浦三丁目一番一号

（高校教育課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、須賀川市選挙管理委員会から報告があった。

令和八年五月十九日

福島県選挙管理委員会
委員長 成田良洋

同	同	同	令和八年四月一七日	取消年月日
同市柱田字中地前二二番地	同市長沼字金町八五番地	同市小作田字湯名塚八番地一	須賀川市茶畑町六五番地	施設の所在地
岩瀬コミュニティセンター	長沼コミュニティセンター	大東コミュニティセンター	須賀川市労働福祉会館	施設の名称
同	同	同	須賀川市長	施設の管理者